

7 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 催 日 令和8年7月9日（木）
- 2 開 催 場 所 市役所新館 9階 191 会議室
- 3 出席した委員 小南教育長、溝口委員、土屋委員、小林委員、中山委員
- 4 出席した職員 鹿間教育総務部長、尾崎教育指導部長、
井上教育総務部活動地域展開推進担当参事、
岡本教育指導部学校教育担当参事、
今津教育指導部教育支援推進担当参事、
中川教育総務課長、大崎学務課長、岡本社会教育課長、
城学校教育課長、岡本教育支援課長、
太田教育総務課管理調整係長
- 5 傍 聴 者 1 人
- 6 議 事 の 要 旨
 - 開 会 午後1時57分
 - 会議録署名委員指名のこと
溝口委員に決定
 - 6月定例教育委員会の会議録報告承認のこと
（事務局より会議録朗読報告）
承認
 - 会議公開の可否決定のこと
報告事項1「市内学校で発生した重大事態に関する調査報告書の市長報告について」、
報告事項2「市内学校で発生した重大事態に関する調査報告書の市長報告について」、
報告事項3「市内学校で発生した重大事態に関する調査報告書の市長報告について」、
専決報告3「市内小学校における事案について」は、非公開とすることに決定

(専決報告)

1 加古川市社会教育推進員の解嘱について
(社会教育課長から説明)

承 認

委 員 : 専決の理由に町内会より辞任の申し出があったためとあるが、ご本人から辞任の申し出があったのか。

事 務 局 : 本人からの辞任の申し出による解嘱である。

2 加古川市社会教育推進員の解嘱について
(社会教育課長から説明)

承 認

委 員 : 町内会の解散による解嘱とあるが、本人が社会教育推進員としてやりがいを持っているが、活動基盤である町内会がなくなってしまったという場合に、代替の方策はあるのか。

事 務 局 : 社会教育推進員は基本的に町内会からの推薦を受けて委嘱するものである。解嘱によって、個人が自ら活動することを妨げるものではないが、具体的に代替する方策があるわけではない。

委 員 : 今後も町内会の解散が続くのであれば、解散した町内会に属する方々へ社会教育的な案内をする場面が減ってしまうことになると思うが、そのことについてはどう思うか。

事 務 局 : 社会教育推進員を通した周知はできなくなるが、公民館やホームページ、SNS 等での情報発信を行い、周知していく。

委 員 : 学校教育だけではなく社会教育についても今後重要になってくるため、頑張ってもらいたい。

委 員 : 町内会が解散した場合、隣接した町内会に入れるようにするなど、そういった方策は市の方であるのか。

事 務 局 : 町内会を所管する部署が別であるため確認する。

教 育 長 : 役員のなり手がなくなる等により町内会の維持が難しくなっている現状がある。市民協働部からの働きかけもできるかと思うが、全般的に人を出すということへの抵抗感がある状況かと思う。

4 加古川市少年補導委員の委嘱について
(教育指導部参事から説明)

承 認

5 加古川市少年補導委員の委嘱について
(教育指導部参事から説明)

承 認

教 育 長 ： 補充して、新たに加わったということか。
事 務 局 ： そのとおりである。

(協議事項)

1 加古川市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(教育指導部参事から説明)

原案可決

委 員 ： 「勤務時間の一部」というのは、普段部活動を見ている時間を想定して一部と表記しているのか。
事 務 局 ： 令和8年8月からサッカー、ハンドボール、ソフトボールの3種目について地域展開を先行実施するため、これらの活動に従事する教職員や、今後その他の地域クラブに従事する教職員のことを想定したものである。
教 育 長 ： 夏休み等の長期休業中において、地域クラブの指導をする教職員が年次休暇を取らないと指導できない等の支障がでるため、職専免の取り扱いを広げたところである。

○ 次期定例教育委員会予定日のこと

7月30日(木)午後4時30分から開催することに決定

○ 教育長諸報告

(1) 加古川市内の中学生が考えた献立の給食提供について

市内中学校において、中学生が考案した献立を給食で提供することについて報告した。

(2) 東播懇話会の講演について

7月6日(月)に開催された東播懇話会7月定例会において、共同通信社の川北省吾氏による講演会を聴講した。「トランプ外交と世界～日本は『力こそ正義』にどう向き合うか」という演題で、現在の世界情勢に至った経緯について歴史を踏まえながら説明していただいた。

これからの日本においては、経済的な格差等による分断を是正する施策が必要であること、また、平和学習や主権者教育を行うことでポピュリズムやSNSに騙されない教育をしていく必要性が高まっていると感じた。

○ 教育委員諸報告

〔小林委員から〕

(1) ワールドカップについて

ワールドカップを受けて世間も盛り上がっていたが、学校でも業間休みに先生がサッカーの相手をしてくれたり、試合を見せてくれたりしたと聞き、良い対応をしていただいたと感じた。

(2) 「わふう」の授業について

週に1回行われている「わふう」という教科のことを子どもから聞いた。綿花を育てたり、将棋の井上九段にお越しいただき将棋について教えてもらったり、かこのちゃんダンスの動画撮影をしたりと、地元の歴史や魅力を深掘りできる授業があるようで子どもも楽しみにしている。こういったものが増えてほしい。

(3) 夏休みについて

夏休みがもうそろそろ始まる。夏休みに向けて配布物がたくさん配られており、苦手な運動に取り組むイベントの案内をいただいて嬉しく思う。教育委員会としては配布物を配ることの判断に苦慮されていると聞くこともあるが、今後も子どもたちのための資料配布など続けてほしい。

〔中山委員から〕

(1) 加古川市学校保健会の会長変更について

加古川市学校保健会の会長を8年間務めていたが、6月の総会をもって顧問となった。今後は神岡一郎氏が会長を務められる。

〔溝口委員から〕

(1) 全国市町村教育委員会連合会理事会について

7月3日（金）に開催された全国市町村教育委員会連合会理事会に参加した。文部科学省よりデジタル教科書に係る説明があり、「紙のみ」、「紙にQRコードを記載したハイブリッド式」、「デジタルのみ」の3種類を教科書として認めるというものだった。3種類もあると教科書を選ぶために多大な労力が必要となるところだが、文部科学省としては、小学校低学年については「紙のみ」をベースとし、中高の英語については「デジタルのみ」とするといったように、学年や教科によって適した種類のを検定合格とするとのことだった。

今後、教育委員会へも教科書の使用に係る調査があるとのことなので、その際は率直な意見を出してもらえればと思う。

教 育 長 ： 本日の新聞に掲載されていたが、情報の授業が技術の授業と一緒に
なり正規の教科になるとのことで、どうやって対応していくかという
ことも喫緊の課題である。

○ 教育指導部長諸報告

(1) 社会教育委員会議の開催について

6月25日(木)に開催した社会教育委員会議について報告した。

(2) 令和8年度放課後こども教室活動状況について

令和8年度の放課後こども教室の活動状況について報告した。

(3) 令和8年度教科書展示会の開催について

6月12日(金)より開催した教科書展示会について報告した。

(4) 第14回ENJOYチャレンジ及びかこがわハッピー・イングリッシュ・アワーについて

夏休み中に実施される第14回ENJOYチャレンジ及び8月24日(月)に開催予定のかこがわハッピー・イングリッシュ・アワーについて報告した。

(5) 令和8年度第79回加古川市中学校総合体育大会並びに第48回東播地区中学校総合体育大会、第70回兵庫県中学校総合体育大会について

6月に実施された加古川市中学校総合体育大会の結果及び7月に実施される東播地区中学校総合体育大会・兵庫県中学校総合体育大会について報告した。

以上、5件について報告

○ 閉 会 午後3時25分